

医療法人社団喜峰会 春日井市地域包括支援センター藤山台・岩成台 介護予防支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団喜峰会が開設する春日井市地域包括支援センター藤山台・岩成台（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が対象者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント支援業務を通じて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 春日井市地域包括支援センター藤山台・岩成台
- ② 所在地 春日井市藤山台1丁目1番地 まなびと交流センター1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、社会福祉士と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
保健師 2名（常勤専従2名）
社会福祉士 3名（管理者1名と常勤専従2名）
主任介護支援専門員 1名（非常勤専従1名）
介護支援専門員 1名（常勤専従1名）
事務員 2名（非常勤専従2名）
従業者は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から金曜日とする。ただし、祝日・年末年始を除く。
- 2 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- 3 連絡体制 緊急時は電話等により常時連絡が可能な体制をとる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業実施地域は、藤山台、岩成台、白山町の一部、高座台の一部とする。

(事業の対象者)

第7条 通常の事業実施地域に住所を有する要支援者および事業対象者とする。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 事業所の利用する料金は、無料とする。

(支援サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当て

を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は春日井市及び医療法人社団喜峰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 地域包括支援センターは、虐待の発生はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 2 地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 地域包括支援センターにおいて、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 地域包括支援センターは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成30年3月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和元年9月9日より施行する。

この規定は、令和2年3月1日より施行する。

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

この規定は、令和2年6月1日より施行する。

この規定は、令和2年7月1日より施行する。

この規定は、令和2年8月1日より施行する。

この規定は、令和2年8月7日より施行する。

この規定は、令和2年9月28日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年9月1日より施行する。

この規定は、令和3年12月20日より施行する。

この規定は、令和4年3月29日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年11月1日より施行する。

この規定は、令和5年2月20日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年7月1日より施行する。

この規定は、令和5年10月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。